解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

群馬県渋川市川島二四〇三番地の一

財団法人平和墓苑

代表清算人　栗林　弘

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

東京都新宿区霞ヶ丘町七丁目一番地

財団法人日本青少年研究所

清算人　千石　保

解散公告（第三回）

当法人は平成二十五年八月十六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

島根県益田市須子町一三番二四号

医療法人長岡整形外科医院

清算人　長岡　正宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十五年八月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

熊本県水俣市浜町一丁目八番三二号

医療法人社団大塚内科医院

清算人　大塚　克子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

大分市今津留三丁目一番一号

社団法人大分県電気通信基盤振興協会

清算人　首藤伊佐樹

配当公告

香川県丸亀市飯山町東坂元三四一番地の一

破産者　飯山コンクリート有限会社

右の者に対する高松地方裁判所丸亀支部平成二十二年（フ）第九一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二五、〇六九、八一六円

（内優先債権　金二、〇三七、〇九二円）

一、配当することのできる金額

金二〇、九九二、八二〇円

平成二十五年九月二十六日

香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号　キヘェビル二階　破産管財人　山崎壮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡おいらせ町三本木一二六番地二、最後の住所青森県十和田市東十三番町二四番二五号　コーポラスりんか

被相続人　亡　新戸部禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

青森県十和田市西一番町一七番六号二階

いずみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　陽大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県新庄市末広町七番地、最後の住所山形県新庄市大手町一番三七号早坂昭二方

被相続人　亡　井上　廣見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

山形県新庄市沖の町四番三六号弁護士法人手塚橋本法律事務所　新庄事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　一馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市城東一丁目二六番地三、最後の住所茨城県水戸市城東一丁目五番一二号

被相続人　亡　関　政夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所茨城県土浦市中央一丁目一三番三号

大国亀城公園ハイツ一階一〇一号

相続財産管理人　弁護士　髙田　知己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下高井戸二丁目五二七番地、最後の住所茨城県稲敷市阿波一四八七番地二

被相続人　亡　平山　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

茨城県桜川市西桜川三丁目三六番地　宮ハイツ二号室、選任時の事務所茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目九番地八　三栄ビル二階

相続財産管理人　司法書士　奥村　洋史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市菅谷四四三一番地、最後の住所茨城県那珂市中里三六一番地二養護老人ホームナザレ園　被相続人　亡　川又　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所茨城県水戸市南町一―三―二七橋本ビル二階

相続財産管理人　弁護士　人見　光一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市中成沢町三丁目二六一番地、最後の住所茨城県日立市西成沢町一丁目三五番三七号　被相続人　亡　鈴木　敬治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市弁天町二丁目一九番、最後の住所茨城県日立市弁天町二丁目一九番七号

被相続人　亡　五來　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市鎌数三八八四番地二、最後の住所千葉県旭市鎌数一六四八番地一

被相続人　亡　伊藤　ワカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所千葉県匝瑳市八日市場イ二七五五番地加瀬司法書士事務所

相続財産管理人　加瀬　貞明